

「動物の権利」をめぐる論争の考察

——「人間中心主義」のパラダイムを超えられるのか——

中 神 洋 子

はじめに：

人類の歴史が始まって以来、人間は他の動物と様々な形で関わってきた。食料や労働力といった経済的目的の為という者も居れば、いやむしろコンパニオンとしての役割のほうが先に存在したのではという説もある。いずれにしてもその関わり方は、当初は支配・被支配といった縦の関係というより、水平の関係に近かったのではと推測される。人間との共生関係の歴史が一番長いといわれる犬は、現在も社会の様々な場面で活躍している。例えば福祉の世界では、盲導犬、聴導犬、介助犬などが、異なった障害を持った人たちのサポートに無くてはならない存在である。災害時には災害救助犬が、麻薬などの取締りには麻薬取り締まり犬、犯罪捜査には警察犬などが活躍していることは周知の事実であろう。

人類は、その長い歴史を文明の発達や経済的繁栄を求め歩んできた。しかしそれらを手中にした代わりに失くしてしまった貴重なものがある。自然である。特に、人間同士のギクシャクした関係や疑心暗鬼に満ち溢れた時代に、過度のストレスに晒され生きる私たちは、この失くしてしまった自然に触れたいという思い、信頼や安心、無償の愛といったものに対する憧れなどを少なからず抱いている。様々な動物をペットあるいはコンパニオンとして、又家族の一員として求める人が増加しているのも、そういっ

た憧れの感情を具体化するひとつの方法であろうと思われる。動物は身体的、精神的、心理的に良い影響を与え、人間に幸福感をもたらしてくれるといった社会通念の広がりを前提に、彼らを扱った番組や、コマーシャルが注目を浴びている。例えば、犬が人間に対して持っている“忠誠心や見返りを求めない友情”¹⁾ や、何があっても裏切らず、あなたが必要なのだとアイデンティティーを確信させてくれる彼らの存在は、現代の多くの人間が最も必要としているもののひとつともいえる。

しかし一方では、動物を人間のための単なる道具や物とみなし、彼らに対して身勝手に非情、残酷な仕打ちが後を絶たない。虐待や不必要な殺傷、使い捨て、動物実験など例を挙げたらきりが無い。こうした人間の行いに対して疑問を呈し、物言わぬ動物の基本的な権利を考えようという動き、すなわち「動物の権利」あるいは「アニマルライツ (Animal rights)」運動は、動物愛護や動物保護といった思想を源流に、特に欧米で1970年代半ば頃から始まった。私たち人間は、一人ひとりの人権を尊重し、それぞれが尊厳を持って人間らしく生きる権利の保障を謳った『世界人権宣言』に基づき、その目標実現のために様々な努力を重ねてきた。「動物の権利」運動は、人間という種にとらわれず、その枠を超えて、人間以外の動物にも基本的な権利を、すなわちそれぞれの動物が、動物らしく生きる固有の権利を保障していこうという運動である。

欧米と文化や自然観、動物観の異なる日本では、個別の動物に対する愛護といった考え方が根強い。もともとアニミズムや、その影響を受けた日本型仏教の考え方も背景にあると思われる。しかし、動物、特に絶滅の危機に瀕している野生動物などの「種に対する保護」や、動物が生存権などの基本的権利の主体とみなす「動物権」などの考え方は、西欧諸国における程浸透していない。

九二 環境倫理思想の体系の中では、特に1970年代以降は、人間中心主義を脱し、環境中心主義に移行しているといわれるが、果たして現実はどうであろうか。欧米諸国でも、動物権に対する無理解や批判はいぜん根強い。

それは未だに人間中心主義のパラダイムの中で、人間を生物界の、いや自然界の頂点に位置づけての考え方に依拠している結果であるからではないのか。「動物の権利」に関する考えも多様化する中で、地球をひとつの生命体として捉え、その構成員である命を持つものすべてを水平関係の視点で捉え直すことは、現実的には不可能なのか。動物権をめぐる考え方や反論を通して、その可能性を考えてみたい。

第1章：動物と人間の関係

(1) 共生から関係崩壊へ

人類の歴史が始まった頃すなわち狩猟採集時代（農耕前）には、動植物を含む自然界すべてのものには、精霊あるいは魂が存在するという信仰、すなわちアニミズムが、世界中に広がりを見せていたといわれる。すべてのものに理性や意思があり、論理的な思考も可能である、それ故に、それぞれの行動やその行動の結果に対する責任能力もあるものと考えられていた²⁾。人間は、人間以外の動物や自然に対して何らかの畏敬の念を抱き、崇拜しながら様々な関係を築いてきた。動物の中で、とりわけ犬と人間とのかかわりは長く、紀元前1万年以上も前から共に過ごしてきたことが、遺跡などから判明している³⁾。しかし、犬のように家畜化された動物はあまり多くはなく、約10数種である。なぜ彼らが人間と共に暮らすようになったのかに関しては、様々な理由が考えられる。人間の命を支えるための食料として、あるいは狩猟、牧畜、農耕作業、運搬、交通手段など様々な労働力としてなどの経済的目であったのであろうか。例えば、犬に関していえば、採集狩猟生活を営んでいた人間を猟犬としてサポートしたり、野生の危険動物の接近を知らせる役目をしたり、ヤギや羊などの群れの管理の補助などに利用するためなどが考えられる。或いは、最初は単にコンパニオンとして共生し始めたのではないかという説も強い。人間との歴史がやはり長い猫の場合は、古代エジプト時代（約5,000年前）に、人間に

よって飼育されていたという記録が壁画などに残っている。人間の食糧であった穀物をねずみから守る役割を担っていたようだ。その後その神秘的な容貌なども相まって、崇拜の対象になっていく。

総じてこの頃には、人間と動物との間には意識的に引かれた境界線はなく、両者の関係は友好的で親密であったようだ。ましてやランク付けや、支配・被支配といった力関係を明確化したものは存在しなかったことが、様々な記録からも明らかになっている。動物にも権利があるといった意識は、当時はもちろん無かったであろうが、ドゥグラツィアの考え方⁴⁾をあえて当てはめるとすれば、彼らにも人間と同じ道徳的配慮或いは平等な配慮をするという姿勢や考え方を、人々は自然に身につけ共有していたに違いない。もちろんそれは、まだ自然が人間にとって脅威であった時代の、いわゆる“未開の人たち”が、“自然と友好関係を持とうとして発展させた一つの方法”に過ぎないといった議論もある。古代には、様々な動物例えば、牛、犬、猫、イタチ、鶏、鳥などの色や、姿かたち、しぐさや行動によって人間が一喜一憂した記録が、民話や神話、迷信などに残され伝承されていることから、動物には予言能力があると考えられ尊敬の対象にもなっていた。ただ当時の動物崇拜は、“動物それ自体”に対するものではなく、その“動物が象徴しているもの”に対する崇拜であったと考えられている⁵⁾。

狩猟・採集時代を終え、農耕や牧畜の発達と共に、自然は人間にとって脅威や神秘的な対象ではなくなってくる。西欧社会ではこの頃からすでに、人間は自分たちの目的のために、他の動物を資源として自由に使用できるという考え方が、哲学者の間では主流となっていた。特に古代ギリシャの哲学者アリストテレスの主張は、当時の一般の人々はもちろんのこと、他の多くの哲学者などに大きな影響を与えその後長きに渡って受け継がれいく。そして、人間中心主義のパラダイムが浸透していく布石になっていったのである。中世（14～17世紀前半）になると、それまで何とか続いてきた人間とそれ以外の動物の友好的な共生関係の逆転状況が広がっていく。

特にヨーロッパのキリスト教発展は、人間以外の動物にとっての受難の始まりであった。キリスト教の根本的な思想は一神教崇拝である。人間のみが神の姿を借りることができ、世界の中心に存在している。他の動植物は、その命のコントロールも含めすべて人間の支配下にあると『創世記』に記された考えは、自然と対峙し完全にそれを凌駕・支配することが、世界の求める進歩であるという思想の流れを生み出したのである。ここに動物や自然と人間が対立するという、それまでとはまったく逆の状況が生まれ確立していった。動物は魔女や悪魔の化身として、虐待されたり殺されたりするようになっていく。20世紀半ばにリン・ホワイトによって、世界が直面している地球環境危機の根源が、このキリスト教の提示した世界観であると批判されるまで、多くの人々は、人間も動物の一部であることの自覚や認識もとりたててしなかつただろう。ましてや動物は人間にとっての資源という考えと、自分たちが信奉してきた宗教との関連など、考えることは無かつたのである。

(2) 人間の「資源」としての貢献

動物は人間にとっての「資源」であるとした考えを土台にして、中世以降も現在に至るまで動物は様々な形で人間に貢献してきた。動物の視点で考えれば、貢献させられてきたのであろうが、その彼らが現在果たしている役割は多様でありかつ重要である。

例えば医学の分野では、動物が人の健康に与えるプラスの影響に注目した研究が進んでいる。例えば1980年にフリードマンやキャッチャーらは、ペット飼育と狭心症や心筋梗塞などの入院患者との関係を調査し、何らかの動物飼育をしている患者の方が、退院後の死亡率が格段に低いと述べている⁹⁾。その他にも、フリードマンらは、ストレス関連の疾患が増加している現代社会において、動物の存在と彼らとの交流が患者に対して果たす役割の効果性について研究している。例えば、水槽の魚の観賞や様々な動物に実際に触れたり、話しかけたりといった体験から、血圧低下の効果を

明らかにしたり、心拍数や呼吸数など自律神経系の要素と比較しながら、動物が、ストレス緩和に効果的に貢献していることをあげている⁷⁾。

1960年代から欧米で発達し、わが国でも1990年半ばごろから注目を浴びてきたアニマル・セラピーは、動物の持つ癒し効果、すなわち動物とのふれあいが人間に及ぼす身体的、精神的効果をうまく活用し、人に対する医療の補助にしようという活動の総称である。アメリカのデルタ協会は、これを動物介在療法（Animal assisted therapy: AAT）と動物介在活動（Animal assisted activity: AAA）の二つに分けて定義している。前者は、人の治療目的や計画などに基づいて、その道のプロ、たとえば、医師や看護師、理学療法士などが責任を持ち行われるもの、それに対して後者は、医師などの専門家の関与を必要とせず、したがって、治療のための計画などを前提とせず、動物とのふれあいを目的に行う活動としている。

福祉に貢献する動物も普及してきた。例えばサービスドッグとしての盲導犬や聴導犬、介助犬は、視覚や聴覚、そして四肢の障害を持った人たちが、日常生活を営む上での自立性や独立性を高めるため、あるいは彼らの行動や活動範囲を広げるための道具として、重要なサポート機能・役割を担っている。

教育的な目的を果たす動物の役割も見逃せない。幼稚園や学校などの教育現場や、児童自立支援施設などにおける動物の飼育や、自然に生息する様々な動植物の生態の観察を通して実践的に培われる知識や情緒は、命の不思議や大切さを学ぶ貴重な機会と考えられている。

現代社会において、動物とのつながりが最も幅広く一般の人々に実感されているのが、家庭などで飼われているペットであろう。社会が期待する価値観が重荷になり、ストレスや極度の身体的精神的疲労などを経験している人々、複雑な人間関係の中で、孤独感や自信喪失、他者や自己への不信感などに悩む人々にとって、ペットは心の支えとして、愛情や信頼を構築あるいは再構築してくれる仲間或いは家族の一員として、無くてはならない存在となっている。ペットは癒しを与えてくれるもの、アイデンティ

ティーの回復や責任といった、飼い主との直接関係においてプラス効果を引き出してくれる存在に止まらない。ペットが人間の社会関係を促進する効果、いわば“社会的潤滑油”として重要な役割を持っていることも指摘されている。日本で現在飼育されているペットは、2001年の調査によると、例えば犬は986万匹、猫は660万匹といわれている⁸⁾。その他にも、ハムスターやフェレット、インコや文鳥などの鳥類、ウサギ、熱帯魚、カメなど、住宅事情、家族構成、経済的な理由などによってその種類は多様化し、飼育数も増加の一途をたどっている。

以上の例はほんの僅かなものであり、実際には動物が人間に貢献しているケースは限りがない。しかしあくまでも人間のための「資源」という考え方の枠組みの中で、人間の視点から見た「貢献」だということを、再認識する必要がある。

第2章：「資源」たちの受難と動物権運動の台頭

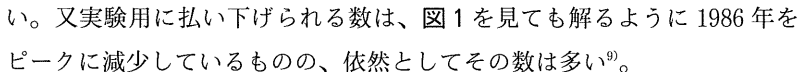
(1) 「資源」たちの受難

人間の「資源」として動物を利用しているという意識や、利用させてもらっているという感謝の念を忘れると、私たちは動物に現実に起こっているおぞましい事実ほとんど気づかないことになる。あるいは無関心のままで過してしまうだろう。人間の身勝手な残虐・無慈悲な行動によって、虐待され、無意味に不必要に殺されている多くの動物たちの現状に、ほんの一部であるが触れてみよう。

例えば、前述した動物の助けを借りた療法や活動、いわゆるアニマル・セラピーや、或いは福祉的な目的で使用される犬などに関して忘れてはならないのが、動物の受けるストレスや苦痛などの問題である。療法のために捕獲されたイルカなどが、その目的に適応できないと判断された場合、彼らを元の海に返すことが原則とされているのだが、群れで生活するイルカたちは、いったん群れから離されてしまうと帰る群れが無くなり、結果

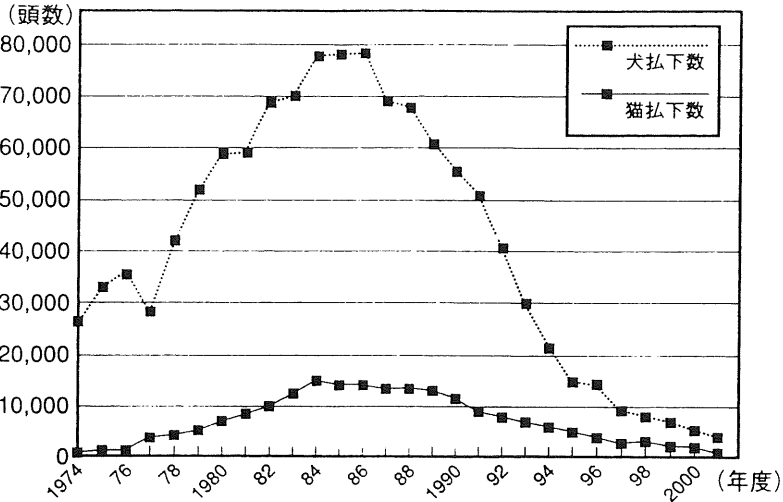
的に生き延びることが困難になるという。更に盲導犬、聴導犬、介助犬などに対する人々の無理解が、イヌに対しての暴力や虐待を生むことも多い。また利用者の中にも、自分にとって都合のよい単なる「道具」としか見ていない者も存在し、自分の思い通りの動きや働きをしなかったという理由で暴力を振るったり、猛暑の昼間に超高温の道路を歩かせたりなど、無配慮で酷使する例も少なからず存在する。

人間の娯楽・スポーツとして長い歴史を持つ、動物をターゲットとした様々な猟も、彼らの視点で考えれば理不尽な仕打ちといえる。更に問題なのは、その人間を補助している猟犬の運命である。彼らの多くが、猟のシーズンが終わると、山の中に放置されたり、銃殺されたりするケースが後を絶たないのだ。次のシーズンまで世話し続けるより、シーズン毎に新しく買い換えたほうが安上がりで手間がかからないといった、飼い主の身勝手な理由によってである。

ペットに関しても、特に日本では、身勝手な飼い主がそれを飼う人口の上昇と共に増加している。飼い主側の様々な理由によって、途中で遺棄・放置されたり、虐待されたりする動物の数も驚くほど多い。たとえば、ペットの数で最も多いイヌや猫の場合、動物愛護センターなどの行政に持ち込まれ殺処分された数は、2001年の統計によると、イヌ約15万匹、猫約27万匹であるという。1990年には、イヌ約40万匹、猫33万匹であったのに比べれば、数の上では減少傾向が見えるのではあるが、家庭などでの動物たちの生活の質や、飼い主の倫理観などが必ずしも改善されているとは限らない。遺棄され動物愛護管理センターなどに引き取られたイヌや猫のうち、一般譲渡により新しい飼い主に引き取られるのは約一万匹にすぎない。又実験用に払い下げられる数は、1を見ても解るように1986年をピークに減少しているものの、依然としてその数は多い⁹⁾。

実験用の材料として無料・あるいは廉価で払い下げられる先は、様々な医学部などを持つ大学やその他の医療研究機関、薬品や化粧品の開発のための会社・研究所などである。農地、宅地、道路などの為の大規模な土地

「動物の権利」をめぐる論争の考察

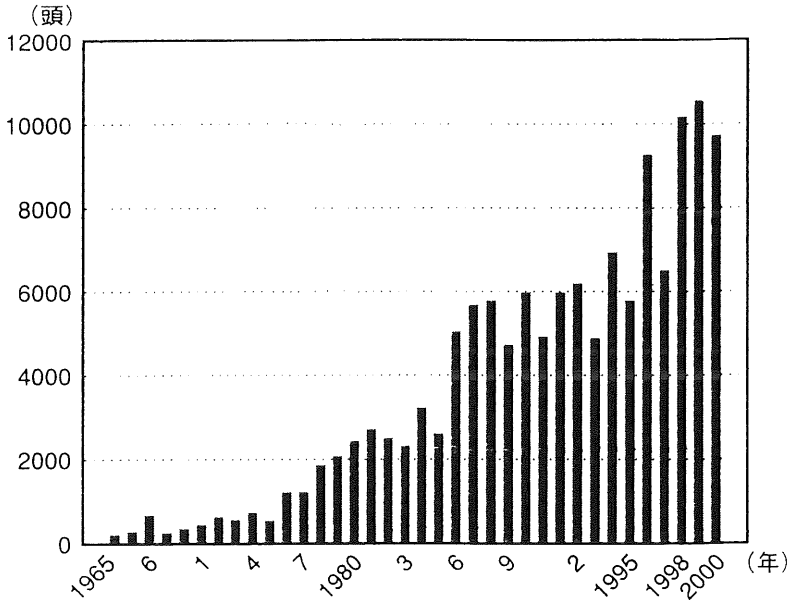


環境省「動物愛護管理行政事務提要」(H13年度)より

図1：犬猫の実験払い下げ数の推移(1974~2001)

開発の結果、野生動物のすみかが奪われ、或いは天候異変などが生態系に変化をもたらし、食料の入手が困難になるにつれ人里に現れる野性の動物が多くなっている。それにつれて、彼らは、人間に危害をもたらし人間の生活や農作物に悪影響を与える「害獣」として殺されたり、捕獲されたりするケースが近年顕著になってきた。人間の気まぐれや自己中心的な考えが絡んで、過剰に生産され売れ残ったペットたちも含め、捕獲された野生の動物の多くが、実験用に売買されている事実は一般にはほとんど知られていない。例えば図2は、日本におけるニホンザルの捕獲数の推移(1965年~2000年)を示したものである。年間1万頭にも及ぶこれらのザルのほとんどは、日本モンキーセンターや動物業者、或いは関係自治体をも媒体として、実験用に供給されているという¹⁰⁾。

こうして払い下げられた動物たちが動物実験で受ける受難は悲惨である。ペットとして飼われていた動物の多くは健康でおとなしく、何よりも人間



環境省「鳥獣関係資料」より

図2：ニホンザル駆除頭数

を信頼している。こうした動物は、幼ければなおのこと実験動物として最適の条件を満たしている。日本では、犬猫以外の実験動物は、哺乳類だけで年間約2,000万匹と推定されている。海外の総数は、年間2億匹をくだらない。日本での動物権運動に先駆的な役割を果たしてきた野上¹¹⁾は、命を預かる医師や研究者たちのモラル欠如の甚だしさに憤りを露わにする。動物保護に関する法律はもちろんのこと、実験に当たって遵守すべき院内の倫理規定すら知らない医師・研究者たちも多いようだ。「人間に役立つため」、「医療などの進歩のため」に必要な研究といった考えが容易に受け入れられる社会の中では、“動物を単なる研究材料として使い捨てにし”残虐な取り扱いを行うことに対して、彼らは何ら良心の呵責も感じていな

ようにみえる¹²⁾。

更に、我々消費者の求める安全性チェックのために、多くの動物が犠牲になっている。有名な例の一つが、化学物質で合成される化粧品の毒性試験のために、涙腺の無い（従って、毒物を洗い流すことができない）ウサギの目に、開発された製品を毎日注入し続け、その粘膜が腐っていく過程をデータ化するものである¹³⁾。安全と危険の境界設定のために、異なった量の毒物を飲ませその反応を調べる毒性検査は、最低でも1,000匹の動物の死と引き換えられて初めて可能なものになる。果たしてどれほどの人間がそのような事実を知っているのか、そもそも化学物質の危険性に挑戦してまで化粧品や食品を手にしようという私たちの価値観がおかしいのではないか。野上は、反動物実験運動に力を注ぎ、実験動物の待遇改善のための提言¹⁴⁾に加え、動物を犠牲にしてまで人間が追い求めるその考え方や生活の見直し、価値観の切り替え、そして経済至上主義に振り回されるシステムそのものの変革を主張し続ける。

動物実験の理由が、教育或いは研究目的である場合、多くの国では実験に対して驚くほど寛容である。日本においては、何の規制も無い。以前は日本の小中高等学校のカリキュラムに生体解剖の実習が含まれていたが、命の尊さを学ぶために命を殺すといった矛盾を、どのように子どもたちに教育・説明するのかといった疑問や批判を反映して、現在は実習の義務は無くなった。しかし医学や獣医学を学ぶ学生たちは、技術向上などを理由に、多くの動物を材料として使用している。将来命を守るプロになる立場の人間が、命をモノとして扱い慣れてしまうこと自体空恐ろしい。ちなみに現在の医学系のカリキュラムには、動物の福祉、動物の視点で考え学ぶような科目は含まれていない。

(2) 「愛護」から「保護」へ

こうした様々な受難に対して声を上げるすべも無く、理不尽な死を遂げた無数の動物たちの代弁者として、積極的に動物の権利を求める運動が始

まるのは1970年代半ばである。しかしその思想の源流は、19世紀初頭のイギリスに始まった「動物愛護」の考え方である。18世紀に始まった産業革命による環境破壊や、都市の発達に伴う農村との乖離などは、失われつつあった自然への憧れの心情や、自然を回復したいという思いを人々にもたらすようになる。そうした背景の中で、人々の動物に対する同情や思いやりなどの気持ちも育まれていく。1922年には、家畜に対しての残虐で不適切な扱いを禁じた法律、『マーティン法』がイギリスで生まれている。動物に対する虐待防止関連の法律としては初めてのものであった。1824年には、後の王立動物虐待防止協会（以下RSPCA¹⁵⁾）が設立された。その頃イギリスでは、科学研究における動物実験が増大していた。それに対して、麻酔をかけずに動物を使用することへの反対運動が、知識人、文化人¹⁶⁾を中心に広まっていった。動物たちのマグナカルタといわれる「動物関連法」(1935年)や、虐待罪の規定を盛り込んだグラモン法(フランス、1950年)など、法律の整備も少しずつなされていく。同じ頃、人間は動物と同じ祖先を持つと論じた『種の起源』がダーウィンによって1959年に発表され、人々の動物観に多大な影響を与えたのである。18世紀以来の人道主義の発展とも相まって、様々な立場の人間に対する同情や愛護の考えが、兄弟的存在にあるとされた動物にまで広がりを見せることになったのである。こうした様々な要素が絡み合った結果、世界に先駆けて動物実験を規制する法律制定（『動物虐待防止法』）が実現したのである。1876年のことであった。その後ヨーロッパを中心に、多くの動物愛護団体¹⁷⁾が生まれてくるようになる。

19世紀後半になると、自然を人間の利益のためではなく、それ自体に価値のあるもとした自然保護の動きが出てくる。そうした中、野生動物の保護に向けた活動が活発になってくるのは20世紀も半ば過ぎである。動物「愛護」は、一般に個々の動物を主対象として考えられてきた。一方「保護」の対象は、個体群から広くは種に至る。「愛護」が情緒的や感傷的、或いは個人レベルの感情といったイメージを抱かせるのに対して、「保護」

は、“種の保存という…人類の使目的目的を持つ¹⁸⁾”ものとして捉えられている。1960-1970年代の欧米諸国で叫ばれるようになった人種差別や性差別などの撤廃運動が、他の形の差別にも波及し始める。折しも、環境汚染や環境破壊が国家の枠を超え、地球規模の問題として徐々に人々の不安を掻き立て始めていた。1960年代の環境ブームの火付け役となった、レイチェル・カーソンの『沈黙の春』(1962年)は、農薬や殺虫剤などの化学物質が自然環境や人間に与える悪影響を警告している。これを機に、動物や生態系の問題に対しても、一般の人々の幅広い関心が向けられ広がっていく。1961年にはスイスに本部を置く世界自然保護基金(以下WWF)、1963年には英国狩猟防止協会、1971年には環境団体の大御所のひとつ、グリーンピースが設立され、それまでの個々の動物に対する「愛護」から、特定の動物全体の保全や保存に積極的に関わっていくようになる。これらの団体はやがては世界でリーダーシップをとる存在に発展していく。人と動物の関係や相互作用に関しての研究や教育活動と、その普及を目的とした団体も現れる。1977年にアメリカのオレゴン州(ポートランド)に設立されたデルタ協会¹⁹⁾が、代表的なひとつである。

(3) 「動物の権利」運動の台頭

1970年代に自然保護運動と連動して欧米諸国で広がりを見せた動物保護運動は、70年代後半から新たな展開を迎えることになる。1975年にオーストラリアの哲学者、ピーター・シンガーの著した『動物の解放』は、動物にも人間と同等の利益を認めるべきと主張し、新たな哲学的テーマとして、多くの一般の人たちの関心を引き出す役割を果たした。人間が享受している倫理基準を動物にも適応し、その道徳的地位や権利を考える活動が動き出す。シンガーにとっての動物の利益保護とは、彼らを痛みや苦しみから解放することと同意義であった。一方アメリカの哲学者、トム・レーガンの「動物の権利」に関する考え方は、シンガーと異なっている。彼は、動物は人間とはまったく別個に考えられる存在であり、動物独自の権利を

保有していると考え。従って、たとえ人間といえどもその権利を侵したり脅かしたりすることはできない；人間によるひどい仕打ちへの同情や、理不尽な行為を戒め配慮を求める以前の問題であると主張する。レーガンは菜食主義を唱え、自らも実践するほど、徹底した「動物の権利」擁護者であった。1978年には、14条からなる『動物権利の世界宣言』がパリのユネスコ本部で宣言されている²⁰⁾。『世界人権宣言』に謳われている基本的権利のいくつかを動物にも適応したものである。

1980年代になると「種を超えて動物にも権利を」という声は、西欧から他の国にも広がりを見せていく。動物実験や虐待、不必要な殺傷などに対する反対運動もグローバルになってくるのである。イギリスではRSPCAが中心となり、非政府組織（NGO）『動物福祉のためのユーログループ』を結成し、当時の欧州共同体（以下EC）加盟国すべてを巻き込んで力をつけてくる。「動物の福祉」は動物の愛護思想の流れを引くもので、動物の置かれている環境や生活の質の向上、待遇改善などを求めようとするものである。イギリスの家畜福祉協議会（以下FAWC）が、1968年に提唱したもので、当初は、家畜動物を対象に、5つの自由²¹⁾の保障を目的とした。その後、家庭などにおけるペットや動物園などのあらゆる動物たちにも適応する動きに発展していった。現在ではこの5つの自由は国際的な動物福祉の基準にも使用され、各国の法の改正などに貢献している。特に欧米では、動物擁護の活動家たちの大規模なキャンペーンによる圧力や世論の盛り上がり、各国政府やECに動物福祉政策の制定を促し、大企業の経営方針の変更を余儀なくさせる例が少しずつ増えてきた。例えば、ヨーロッパ連合（EU）は、2012年までに鶏のバタリーケージ廃止を決定している。アメリカのマクドナル社は、広いケージ空間で育成された鶏のみを利用する方針を発表した。毒性検査などの犠牲になった多くの動物たちの命の上に成り立っている産業界でも、開発方針や経営戦略の変更が見られるようになってきた。例えば、米国での400以上の動物保護団体による、化粧品開発に動物を犠牲にすることへの反対運動や、賢い消費者を目

指した一般の人々の意識向上が、業界大手の会社、例えばエイボン、レブロン社に対する抗議・不買運動などに発展し、動物実験代替法の開発に切り替えさせた例も特筆するに値する。

動物保護や権利擁護・推進に向けての国際的な関心と数々の条約なども、現実はどうあれ、動物たちにとっては心強い味方である。1972年にストックホルムで開催された『国連人間環境会議』における商業捕鯨禁止（モラトリアム）を皮切りに、『ワシントン条約²²⁾（以下 CITES）』（1973年）、更には野生動植物や自然生態系の多様性保護に関する『生物多様性保全条約』（1992年）などは、物言わぬ動物たちの代弁者として活動する多くの市民団体にとって、弾みをつけるきっかけになった。

（4）日本における「愛護」思想とその背景

日本では自然観や動物観、人と動物の関係に対しての考え方が、西欧のそれらとは異なっている。身の回りのすべてのものに魂や霊が宿っており、それらを信仰の対象として考えるアニミズムが日本にはあり、それは仏教と融合して日本独特の自然観を育んできた。仏教思想の中では、例えば人間と動物とは生命を持つものとして平等であり（山川草木悉有仏性）、命は連続し繋がっている（輪廻転生）と考える。又、動物をみだりに殺し傷つけることは罪悪である（不殺生戒）とみなしている。しかしこうした理念を基本としつつも、生命以外の面では、総合的に人間が優位と考えている。現実生活の中で、必要とあれば供養やお供えなどで罪悪感を緩和し、動物を含む自然のものを、人間のために使用することも許されるといった矛盾した考えを育んできた。

法制度の上では、早くは奈良時代に、「殺生禁断の令」（721年）、平安時代のタカを私的に飼うことの禁止（795年）、江戸時代の有名な「生類憐れみの令」（1685～1709年）などが上げられよう。明治時代には、保護鳥獣に対する狩猟の規定や、人間の使役として活躍していた牛馬などの虐待防止を規定する法令が制定されている。20世紀初頭には、民間の有志

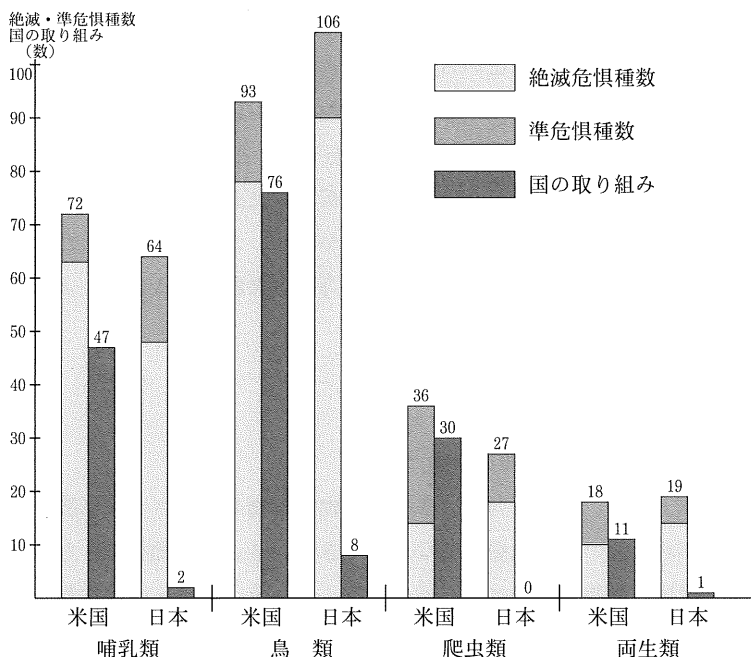
による活動も起こってくる。広井辰太郎らが動物虐待防止会を設立したのは1902年、後の動物保護会（1908～1958年）である。新渡戸稲造らが設立した日本人道会（1915～1958年）が中心になり、捕獲・抑留された野犬の譲渡会や動物週間が始まり、啓発活動にも貢献している。

欧米諸国で人間中心主義を脱却しようとする思想の流れの転換が起こりつつあった1960年代から70年代に、日本では『動物の保護および管理に関する法律』が1973年に制定される。1999年に『動物の愛護および管理に関する法律』と改称されるが、この「愛護」の概念は、科学的合理主義に支えられた、西欧的な自然観・動物観の中で生まれた「動物保護」や「動物福祉」そして、動物にも固有の権利があるといった「動物権」の考え方とは異なるものと考えられる。従って、欧米主導の、動物を含む自然環境の保護運動を受け入れ、上記の『生物多様性保全条約』に基づいて考えられた『生物多様性国家戦略』（1995年）は、日本の風土や国民性、文化などを考えると、かなり勇気のある前進ともいえる。従来は、ともすれば地域共同体に委ねられていた、野生動物などによる「被害対策」という考え方を¹変え、野生動物は国民の「共有財産」であり、後世に残していく義務と責任を国家は負っているというのである。これが人間のための自然や動物の保全であれ、動物自身の保存であれ、国家が自然保護に腰を上げるということは、画期的なことであると考えられる。もちろん欧米諸国と比較すると、法や制度の整備はもちろん、教育や啓発活動の面でも課題は多い。図3は、日米の絶滅・準絶滅危惧に瀕する野生動物種の数と、それに対するそれぞれの国の保護計画状況を数で示したものである。米国と比較すると、国家の責任を謳っておきながら、その具現化が遅々として進展していない現実が見えてくる。しかしだからといって日本の自然観や動物観が西欧諸国に劣っていると結論付ける理由はない。

七七

しかし一方で日本人の動物に対する両極端な行動に、多くの西欧の人々は戸惑いを感じているのも事実である。例えば、20年近く前から有名になった、東京の皇居の池と近くのビルの彼らの住まいを往復するカルガモ

「動物の権利」をめぐる論争の考察



注) 日本のリスト種類は、環境省レッドデータブック記載種 (2004. 3月現在)

羽山伸一『野生動物問題』p. 226 表 7-2 を参考

* 米国の場合「回復計画」 日本の場合「保護増殖事業計画」

図 3: 絶滅・準絶滅危惧種に対する国の取り組み*
～日本と米国の比較 (2004 年)～

親子、或いは 2002 年に多摩川や鶴見川などに出没したアゴヒゲアザラシのタマちゃん、そして愛らしい立ち姿レッサーパンダなどに日本中が熱狂する姿は、西欧の人々の目には異様に映るらしい。海岸の砂浜に打ち上げられたクジラや、ビルの谷間に転落した猫を、海上保安部、消防局や警察、関係市町村の職員といった公の機関を含め、地元市民総出で救出するといった、合理的・科学的な動物観を持つ西欧では考えられないような熱い視線と「愛情」を注ぐ。その一方で、猫や犬を虐待したり、惨殺したり、ファッションのように衝動買いをして無責任に遺棄し、何の罪意識も感じない。

動物を使ったショウビジネスが人気を博したり、禁止されている野生動物を裏口から買いあさったりといったその無責任、残酷さ、無自覚さに、西欧の人々は首をかしげる。先に述べた伝統的に日本に存在する動物観が、総論的にはすべてのこの世に存在する生命を平等にとらえながら、同時に、人間のために他の動物を殺したとしても、祈りや供養などでその罪の意識を軽減できるといった考え方の構造であるがため、これらの矛盾した考え方のバランスをどのように保っていくかが今後の課題であるといえよう。

第3章：「動物の権利」をめぐる議論

(1) 「動物の権利」擁護側の議論

この地球上では、人間も含め、多くの動物や植物がさまざまな影響を与え合いながら、或いは関係を保ちながら生きている。現在動物を含む地球上の生物界は、動物、植物、菌、原生生物、モネラ（細菌・原核生物）の5つに分類されるのが最も一般的だ。いわゆるL. マーギュリスによる「生物五界説」である。この5つの分類にも階層があり、“生物分類上の最高階級の一群”²³⁾として位置づけられているのが動物である。では、この動物に分類されるすべての動物が、「動物の権利」の主体となるのかは議論の分かれるところだ。多くの場合「動物の権利」擁護を掲げる前提には、「動物は精神的にも肉体的にも痛みや苦しみを感している」存在であるという考え方がある。その場合は、今度は該当する動物が感覚性を保持しているのか否かどうかということが問われることになる。感覚性とは、痛みや苦し、悲しみ、恐怖といった感情を持つ能力があるか、考える力を持っているのかということである。現在では、少なくとも、脊椎動物にはそれがあるとの証拠があるという²⁴⁾。従って、「動物の権利」の対象となる動物を、脊椎動物と考える運動家は多い。シンガーも、人間と同じように痛みや快楽を経験できる動物だからこそ、苦痛を与えてはいけないと論じているのだから、少なくとも、脊椎動物を頭に描いていたのだと思われる。

レーガンは、脊椎動物の中の、更に限定した哺乳動物を対象に考えていたようだ。いづれにしても、動物の意識や感情の有無が大切な要素となるのであるが、その証明があくまでも人間による推測の域を超えることができない。1976年のグリフィンの著書『動物の意識の問題』は、認知行動学という新たな分野を開拓し、その後の動物研究に大きな影響を与えた²⁵⁾が、研究分野としては未知の可能性を多く抱えているといえよう。次に感情や意識があると考えられている脊椎動物に焦点を絞って考える際、すべての脊椎動物に同じウエイトで「権利」があると考えるのかという議論が出てくる。確かに、動物に人間の持つ権利をすべて当てはめるわけにはいかないし、人権と同じような意味で考えることが妥当かどうかといった議論もある。ドゥグラツィアは、彼の著『動物の権利』の中で、「権利」の意味を次の3段階に分けて考えるべきであると提言している。簡単に意味の弱いものから強いものの順に紹介しておこう。

一番目は“道徳的地位上の意味”で、例えばある動物の権利を道徳的な観点から、彼ら自身の資格において正当な扱いを受けるべきと認めても、人間が必要とあれば、正当な理由をつけそれを剥奪することもできる最もルーズな立場をとる意味である。二番目は“平等な配慮の意味”で、人間と対象になる動物の利益は同じ位重要であり、平等そして対等に扱われるべきであるとする考え方である。例えば動物の苦しみ、悲しみ、痛み、恐怖などは人間のそれらと同じであり、こうした感情に対して人間と同じ配慮がなされなくてはならない。この意味は、シンガーの提唱する動物の権利に通じるものがある。第三番目は“功利性を乗り越える意味”と名づけられる。例えば、ある動物の権利を擁護することで、その動物を取り巻く社会の不利益が生じて、その動物の権利を優先するというもので、最もラディカルな考え方である²⁶⁾。レーガンの提唱する考え方に当るものといえよう。

一方「動物の権利」擁護運動が、生命そのものについての考え方、すなわち命の扱い方に関しての倫理観や哲学、宗教観、人間中心に動いている

世界観、そこから生まれる様々な価値観などを問い直すというビジョンを掲げるとするならば、その運動の対象となるのは正確には動物に止まらない。生物界における生命のあるものすべてがターゲット、ということになる。後にも少しふれるが、自然に「権利」を与えるべきとした考え方や地球を構成する要素は、生物・非生物を問わずそれぞれの機能・役割をもっており、連けいしながら存在するひとつの生命システムとする考え方はある。しかしその際、対象となるすべての命に完全な平等性を持たせて道徳的な配慮をするべきなのか、と言った疑問は残る。前述したように、日本における仏教思想では生命の平等性を基本としている。しかし、生命以外の面においては優劣がつけられ、総合的に見て、人間が最も優位であるとする考え方の中では、道徳的な配慮にも優劣があるということになる。そうすると、個々の生命ある存在そのものを完全な平等に扱っているわけではなくなる。

(2) 「動物保護・権利」に対する反論

動物保護や権利擁護に対する「クレーム」のひとつが、現存する大規模な環境や動物保護機関、動物権を主張する団体の真の目的は、「動物保護」「動物権獲得」という普遍的な理念実現ではないというものだ。確かに、人間のためではなく動物固有の立場を考えてそのものために「保存」するという考えでなく、どちらかといえば、人間の利益を守るために「保全」といった保護の仕方のほうが現実には一般的である。その点から考えれば、確かに運動の普遍性は減少する。しかし、もし人間のために保護するのであったとしても、「人類すべて」の生存の持続のための保護というのなら、それがたとえ大義であったとしてもある程度容認されるだろう。ところが、ある動物の保護や権利擁護が、「特定の」国や人種、又は階層の権利を守るためということになると、それは「動物保護」の美名に覆い隠れされた政治的・経済的行為であるといった批判も納得できる。梅崎義人は、その主著『動物保護運動の虚像』の中で、大きな規模を持ち、国際

社会の中で発言力もある環境・動物保護団体は、欧米諸国や白人、経済界に影響力を及ぼす富裕層のために活動を行ってきたと糾弾している。大きな政治的・経済的権力をバックにした彼らの本当の狙いは、“有色民族の経済成長”の管理と“組織力強化のための資金集め”²⁷⁾という自己の利益を守ることであり、その手段として、一般の民衆の動物虐待などに対する同情や怒りなどの感情を悪用しているのだと、彼は断言する。その主な例としてあげられているのが、商業捕鯨捕獲禁止（モラトリアム）やイルカ・アザラシなどの捕獲禁止である。更に公海における流し網漁が、イルカなどの混漁のおそれがあるとして全面禁止されたケースにもふれている。公海より2倍以上の混漁率を持ったアメリカ沿岸200カイリ以内の流し網漁業は、何の問題にもならず見逃されているのは何事かというのだ。もちろん200カイリ以内の操業権は沿岸国の主権に委ねるとした『国連海洋法条約』²⁸⁾の規定によれば、法律上は問題が無いといえばそれまでだ。しかし動物保護を真の目的としているならば、法律に触れないからといって、問題が解決したことにはならないというのである。それ故に、大義名分の下で、政治・経済力を持ったアメリカやイギリスなどの先進国の白人に代表される国々は、何をしても許され、一方彼らによって選別された国やグループ（特に日本や他の有色人種）は様々な拘束を受けるのは、差別的であり理不尽な不平等であるというのである。

別の例として彼があげているのが、アメリカの富裕層が好む様々なスポーツのひとつ、東海岸を中心に行われている高級なクロマグロをターゲットにしたスポーツフィッシングである。アメリカ東海岸で捕獲されるクロマグロの70%が、このスポーツによるという²⁹⁾。特に日本人バイヤーに高く売れることから人気上昇し、乱獲の結果、1990年代になるとその数が激減してしまった。そこで彼らは、その減少理由を商業漁業に従事する日本のクロマグロ漁のせいにして、大西洋におけるクロマグロ漁の規制を、1992年の京都での第8回CITES締約国会議に提出したという。もしこうしたいきさつが事実であるとすれば、自国の特権階級の利益を擁護すると

いったその不平等性は許せないことだ。しかし一方その遠因のひとつが経済至上主義に価値を置いている日本人（バイヤー）にあるという点には何も触れられていないのは、片手落ちではないだろうかとも思う。

しかしながら多くの人々が最も懸念するのは、人権より動物の権利が優先されるといった点ではないだろうか。例えば動物保護や権利を推進する人々は、クジラやイルカ・アザラシ、マグロなどの捕獲禁止によって、生業を奪われた人間の生活がどうなるのかなどに全く気をとめることは無い。自分の身は安全圏に置いて、「正義顔」を振りまいているに他ならないと怒りを覚える当事者は多いだろう。アザラシ漁以外に生計を立てる術が無いイヌイットの社会では、1982年にアザラシ捕獲を禁じられたあと薬物におぼれる若者が増加しているし、上記の公海に於ける流し網漁業禁止によって、失業・撤退を余儀なくされたキハダ・イカ漁関連の多くの人々は、4万人に上るといふ³⁰⁾。動物実験に関しても、動物権を優先させる考え方に難色を示す人は多い。彼らの主張は、人間の健康を保障するためには、医学や科学技術の進歩が必要不可欠であり、動物実験はそのために無くてはならないものである；医学が進歩し、新しい薬品の開発などが進めば、人間だけでなく動物の福祉にも貢献することになるなどである。梅崎も、動物実験に反対するという事は、こうした進歩に歯止めをかけ、やがては“人口の成長にマイナスに作用する”³¹⁾のだと述べている。更に、狩猟などにより、人間が余剰の資源を管理していくことは必要であるし、“人間への害を軽減”することにもなる、というのだ³²⁾。

しかし、例えば実験動物を使用しないことは、必ずしも医療技術進歩の歯止めにはならない。マウスをはじめ、人間に一番近いグループに属するサルにしても、彼らの身体構造は人間と同じではない。従ってサルで実験が成功したとしても、必ずしも人間で成功するとは限らないのだ。そのように考えれば、実験動物を使用しなくても、代替実験を含み他の方法はいくらかでもあるはずで、動物実験禁止が医学などの進歩のブレーキになる原因という証明にはならない。ましてやそのことが、人口の減少の原因にな

るといのは、議論があまりにも飛躍過ぎの観がある。人間と動物の権利を対比させて論じているかと思えば、白人と有色人種を対峙させる。動物保護が先進諸国の政治や経済の道具に利用されていると言いつつ、その先進諸国に日本を含まず、被害者としてのみ擁護しているのは解せない。

「動物実験」は人間にとって必要であるとか、データの真偽は別のレベルの問題として、絶滅種ではないから捕獲しても問題ないとか、人間の生活圏の中に入り込んできて生活を脅かす動物は「害」であり、その生殺権は当然人間にあるといった考え方は、「動物の権利」を推進する側にとっては容認し難いものである。しかしこれらは、世間一般の考え方を代弁するものといえる。動物を、何の感情も無い単なる物体の様に扱う現代医学の非人間性に疑問を抱く野上も、もし本当に実験動物が人間に役に立つというなら、なぜ動物実験そのものが、隠され秘密裏に行われているのであろうかと、疑問を投げかける。マスコミを通して世論の非難があって初めて、残虐な扱いや劣悪な環境などを認める医学界、公の場で非を認めても、なお虐待や非道な扱いを継続させ、情報の公開や一般民間人による監視介入を拒み続けるのはいったいなぜかと、その問いかけは厳しい³³⁾。

特定の動植物の保護は自然体系におけるバランスを壊すといった議論も一般的である。元はといえば、人間が蒔いた種なのだから人間が責任を持って管理し、バランスをとってやる責務があるのであろうが、とはいっても、一度壊した体系をあるべき自然の姿に戻しそれを保全することは至難の業である。遺伝子レベルにまで到達した命の操作技術に頼り、問題に対処しようとする動きもある。しかし何億年もかけて複雑な進歩とバランスを保ってきた自然の営みに、人間の先端技術を導入し問題に対処することは、決して本質的な解決には繋がっていかないし生物の多様性を守ることにもならないのではないだろうかと思う。

戒めとしても傾聴に値する議論は、運動を実践し推し進めていく際の個々人のモラルの問題である。特に1980年代90年代にアメリカやヨーロッパに集中して発生した多くの暴力行為は、たとえ動物の権利擁護とはいえ、

目に余った。毛皮を着て歩いている人への様々な嫌がらせと暴力や罵倒、毛皮店などの放火、嫌がらせや脅し、動物実験を行っている医学部の研究者、狩猟関係者などに対する脅し、嫌がらせ、傷害事件、放火、爆弾による爆発など、そしてついには医学部教授の銃殺という殺人事件をもひきおこし、多くの一般人をも恐怖に陥れたとされる。こうした暴力は特に環境団体の大御所的存在であるグリーンピース（イギリス）から独立した“超過劇組織” LYNX、カナダ（トロント）に本部を持つ動物解放戦線（ALF）、世界動物保護協会（本部イギリス、ロンドン）などによるものであるということだ⁽³⁴⁾。

第 4 章：「動物の権利」擁護に向けての課題

～「人間中心主義」の枠を超えられるのか

(1) 「人間中心主義」の枠を超えられるのか

環境倫理思想の流れの中では、20 世紀の半ばごろから脱人間主義の思想の芽生えが始まり、1970 年代になると環境主義の時代へのシフトが始まったといわれている。しかし、1972 年に初めて環境問題をテーマに開かれた国際会議『人間環境会議』から、例えば、リオにおける 1992 年の『地球環境会議』までの 20 年間に、どれ程の国々が、真剣に意識的に山積みされていく環境問題に取り組んできたのかは疑問である。国際社会が一堂に会して問題の確認をするということは大きな意義がある。しかし「総論的には賛成、各論には反対」といった風潮が強いのも事実であろう。蔓延する人間中心主義思想の枠組みは、相変わらず現実世界の中では幅を利かせて 21 世紀に持ち込まれていることは否めない。人間中心主義の中で発達してきた多くの学問の世界でも、「動物の権利」を前提にした意見や学問姿勢は、「正統派」には奇異に写った。例えば、チンパンジーが道具を使うことを発見した動物学者、ジェーン・グドールは、観察対象のそれぞれのチンパンジーに固体識別番号ではなく名前をつけ、彼・彼女といっ

た人称代名詞を使用し、当時の動物行動学の学者や専門家たちから白眼視されている。文化を持った人間だけが使用するべきといわれていた、成長段階を表わす子ども時代、思春期といった表現をチンパンジーの場合にも当てはめたり、彼らにも豊かな心や感情があると主張したりすることに対して、「擬人化の極みであり、非科学的である」と嘲笑され、全く相手にされなかったのである。獣医であり動物行動学者でもあるアレン・シェーンも、獣医学生時代から、教育現場の動物に対する姿勢や価値観に疑問や違和感を持ち続けていたと述懐している。動物にも、人間と同じように痛みや苦しみ恐怖などの感情があるという考えが異端視され、長い間孤立を強いられたという。実験動物や担当の家畜などに対して、少しでも配慮のある扱いを試みようものなら、先輩や教授陣から拒絶され怒られ悔しい思いを抱き続けたそうだ。

自然や動物保護運動の中にも、理論上は、すべての生命体の自己実現の権利などを認める考えはある。自然物の当事者適格を主張したストーンや、ミューアの流れを引くディープエコロジストと呼ばれる人々が擁護する見解である。しかし現実には、「保全」の概念の範疇で、動物保護もなされているとあってよい。例えば、熱帯雨林の伐採によって、多絶滅の危機に瀕する貴重・稀少動植物は、「もしかしたら人間の医療の発展にとっての貴重な宝かもしれない」といった議論に我々は遭遇することが多いのではないだろうか。すなわち、人間の生存を持続可能にするために、悪い言い方をすれば、必要に迫られて環境や動物の保護を行っているという側面が、得てして強いのである。動物の権利運動も、21世紀の今になっても、決して人間中心主義の枠を超えてはいないと思うし、統一した方向に向かっているとも言い難い。動物権運動といえども、決して一枚岩ではないのである。人間の都合によって、その時々状況の変化の中で、動物たちに与えるべき様々な道徳的配慮は変わってくる。

動物保護や動物の権利擁護を保障する制度や法律の制定は、もちろん今後の運動発展にとって頼もしい見方である。しかし、これらとて必ずしも

動物固有の存在を前提に作られてはいない。人間中心主義の枠内で、人権の延長線上に、あるいは人権の概念の拡大を動物に与えているにとどまっている。『動物権利の世界宣言』も、1989年には、人間の権利が優先される可能性を広げるような改正がなされている。動物の立場からみれば、「改悪」といって良いであろう。CITESのレッドリストの内容も、人間社会の政治・経済状況を反映しつつ変化する。動物保護への対処方法も多様だ。もちろん自然の権利やガイア仮説、ディープエコロジーなど、新しいパラダイムへの可能性を感じさせてくれる考え方はある。しかし長い歴史を貫いてきた人間中心主義の枠を超えることは、実に至難の業であるといえる。

例えばラブロックのガイア仮説は、私たち人間は、地球という生命体を構成している一生命に過ぎないという認識を新たにしてくれる。人間の生命も他の「生命」も、それぞれに機能し役割を持って相互に連動しながら、バランスをとって現在の地球を存在させているということを、謙虚に受け止めることが必要であると強く感じさせてくれる³⁶⁾。そこから初めて他の生命を真に尊重し慈しむ心や配慮も育まれる。共に「地球益」を守るためにどのような努力をするべきかが見えてくる期待感が沸いてくる。こうした個々の努力の蓄積が広がって初めて、“人間中心の枠組みを越えた生命倫理や、世界観、価値観”³⁶⁾の存在が広く受容される可能性が広がっていくのではと思うのである。

(2) 今後の課題と挑戦：

ではそのための当面の具体的な課題は何であろうか。

第一に、人間か動物かといった二極化論争に終止符を打つべきである。人間社会が第二次世界大戦後生み出した、人間のための『世界人権宣言』も、その名の示すほどに普遍的なものではない。普遍性を求め、多くの合意を得るための調整努力はあったものの、西欧のキリスト教圏の思想を色濃く反映したものという批判は払拭できない。それでも、人間にとっての

基本的権利、例えば生存権は最も大切な権利と我々日本人なら考えるだろうが、時と場合によっては、誰の人権を優先するのか議論の分かれることもある。「権利」という概念は、人間中心に考えられてきたパラダイムの中においてさえも内部矛盾を抱えたものなのである。従って、そのパラダイムの枠を超えてこの概念について議論した場合には、人間か動物か、人間中心主義か環境・自然中心主義かといった、白黒で決着がつくほど単純ではないということを再確認する必要がある。異なった見解を持つ者やグループを全否定して排除することは簡単だ。普通置かれた立場が異なれば考え方も違ってくるものである。人間と動物を対峙させてにらみ合うより、人間にも動物にもメリットをもたらす方法を考え、少しでもお互いに歩み寄る努力にエネルギーを注ぐべきだ。

そのすばらしい例の一つが、1971年に絶滅したコウノトリの野生復帰事業である。今年(2005年)の9月24日に、兵庫県豊岡市で人工飼育された5羽のコウノトリが、多くの人々の願いと期待をあびて自然に返された。一時は農家にとっての害鳥扱いされたこの鳥を自然に戻すことは、周りのすべての環境整備や農業や人間の生活全体に対する考え方の見直しなど、地域全体の努力なしには成し得なかったことである。今世界のあちこちで、共生を求めての様々な模索が僅かずつではあるが功を奏してきている。

さて日本では、西欧・キリスト教圏で生まれた「権利」という言葉も概念も一般にはしっくりこないようだ。人権に対して違和感や反感を抱く人が多い中、ましてや「動物の権利」の主張が、すんなりと受け入れられることを、現段階ではあまり期待しないほうがいいかもしれない。しかしよく考えてみれば、前述したように、仏教やアニミズム思想は、西欧の権利思想とは異なった意味で、動物たちに固有の尊厳を認めている。下手に西欧主導の動物の権利運動に歩調を合わせることも、案外日本独特の動物観を大切に、基盤にしながらか、人間中心ではなく、地球全体の利益を守る道を模索するというこも、選択肢のひとつとして考えてもよいのではないだろうか。

終わりに：動物の持つ豊饒な可能性の再認識

多くの動物には、まだそのメカニズムなどが解明されていないような底知れぬ能力や可能性がある。人間が持つ能力以上のものも数多い。たとえば人の 2,000 倍から 1 億倍といわれる臭覚や、自然界の中の幅広い音、特に周波数の高い高音を聞き分ける聴覚⁽³⁷⁾を持った犬、小さな体で何千キロもの距離をすばらしい関係プレーで効率的にエネルギーを使用しながら飛行する様々な渡り鳥、阪神淡路大震災以降、全国各地で頻発する大規模な地震、あるいはその可能性が高いといわれる中で、地震などの感知能力⁽³⁸⁾を持っているものも注目されるようになってきた。阪神淡路大震災の折、災害の大きかった地域周辺の犬や猫の異常行動を観察したという報告もある⁽³⁹⁾。最も新しい例のひとつが、インドネシア スマトラ沖の地震による津波襲来をいち早く察知して、難を逃れたゾウの話である。海洋生物の中にも未知のそして無限の可能性を秘めたものが多い。例えばある海綿の持つ毒が、人間を苦しめる AIDS や癌などに効果を見せている。老化や死を拒むという世にも不思議なライフサイクルを持つ紅クラゲは、不老不死を夢見る人間にとっては、魅力的な存在かもしれない。こうした動物の持つ豊饒な命の営みや可能性を知れば知るほど、人間中心の限られた世界で育まれてきた視野が、更に豊かに深く広がりを持ってくるのを感じる。地球がこうした無数の貴重な生命体に満ち溢れ、それらを取り巻く非生命体とともに、バランスを保ちながらそれぞれの機能や役割を織り成して生きていると実感する瞬間である。梅原の弁にもあるように⁽⁴⁰⁾、多くの命の持つ豊かさを認識することは、それだけ世界の豊饒さを知ることにつながり、人間としての資質を深めることに貢献すると思うのである。人間中心に組み立てられたパラダイムの枠組みそのものを意識的に問い直すプロセスを通して、私たちが無意識のうちに行っている命の序列化を、より鮮明に自覚し再認識できるのではと考える。

「動物の権利」をめぐる論争の考察

そもそも人間も動物の一部なのであるから、人間と動物を分けて考えること自体矛盾している。だから人間に人間以外の動物に対しての理解を求めるといった考え方そのものが、人間中心主義のパラダイムの枠に制限されているといえるかもしれない。「動物の権利」運動をきっかけに、新しい価値観や世界観が社会的な地位を獲得したときに、自浄能力の限界に直面し、逆戻りが不可能なほどに人間によって傷ついた地球という生命体が、真の意味でその豊穡さを謳歌できるのではないだろうかと考える。

注

- 1) ローレンツ、K. 小原秀雄訳『人イヌに会う』（至誠堂、1966）p. 172 参照
- 2) 20 世紀の始めまで、例えばスイスでのイヌに対する裁判の記録が残っている。
- 3) 約 1 万 4000 年前、ドイツの Oberkassel の洞窟から見つかった犬の骨が、家畜化された犬の最も古いものと考えられている。太田光明「動物たちが、人間社会にもたらしてきたもの」P. 236 桜井富士朗・長田久雄『「人と動物の関係」の学び方』（インターズー、2003）
- 4) ドッグラツィア、デヴィット『動物の権利』第 2 章参照。
- 5) レビンソン B. M. 『子どものためのアニマル・セラピー』（日本評論社、2002）p. 8 参照
- 6) 53 人飼育一年後の死亡率 5.7%、39 人ノン飼育 28.2% 参考：A. H. キャチャー・A. M. ベック編『コンパニオン・アニマル 人と動物のきずなを求めて』（コンパニオン・アニマル研究会訳 誠信書房 1994 pp 119-130 参考）
- 7) フリードマン E. 「人の健康に果たすペットの役割：その生理的效果」pp 41-66 I. ロビンソン編 山崎恵子訳『人と動物の関係学』（インターズー、2001 参考）
- 8) ペットフード工業会調査による。
- 9) 1990 年には 8 万匹といわれたが、2001 年には 6000 匹と報告されている。
- 10) 野上ふさ子『新・動物実験を考える～生命倫理とエコロジーをつないで』（三一書房、2003）p. 68 参照
- 11) 野上ふさ子は、現在 ALIVE の代表を務める。
- 12) 野上 ibid., p. 31 参照
- 13) 1940 年代に、ドレーズによって開発された試験法でドレーズ試験といわれている。

- 14) その数の削減や規制に加え、動物実験代替法の推進、どうしても動物を使用する場合には、苦痛を軽減する方法も含め、手法技術の洗練などを主張している。野上 *ibid.*, p. 255 参照
- 15) 王立動物虐待防止協会は 1940 年設立。
- 16) 例えば、ドイツのワーグナー、イギリスのバーナードショー、アメリカのマークトウェイン、ロシアのトルストイなど。イギリスのヴィクトリア女王も「神と人道に反すること」として、動物実験に反対している。野上 *ibid.*, pp. 206-207 参照
- 17) 1846 年フランスの「動物保護協会」、1850 年フランスのヴィクトル・ユーゴーをリーダーに「動物実験反対連盟」など。
- 18) 黒田長久「鳥獣保護学 (I)」『鳥獣行政 Vol. 29, 1971』
- 19) Delta Society 本部は、現在ワシントン州シアトルにある。
- 20) 1989 年には、より人間の権利に払拭しないように苦慮した跡を残し改定された。
- 21) 5 つの自由とは、①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④恐れと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由（世界獣医学協会の「動物の保護・福祉及び行動学に関する指針」（1993 年）参照）
- 22) 正式名称は『絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約』（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）日本は 1980 年に締約する。2003 年 7 月現在、締約国は 162 カ国。絶滅のおそれのあるものを 3 段階、全面的に禁止の種を「付属種Ⅰ」、商取引に輸出国の許可の必要な種を「付属種Ⅱ」、各国が決定する「付属種Ⅲ」に分けている。
- 23) 『広辞苑』第 5 版（岩波書店、1998）p. 1891
- 24) ドゥグラツィア、デヴィット *ibid.*, p. 27 参照
- 25) ドゥグラツィア、デヴィット *ibid.*, pp. 10-12 参照
- 26) ドゥグラツィア、デヴィット *ibid.*, pp. 26-29 参照
- 27) 梅崎義人『動物保護運動の虚像～その源流と真の狙い』（成山堂書店、2001）p. 239
- 28) 1982 年に国連で採択され、1994 年に発効した。
- 29) 梅崎 *ibid.*, p. 241
- 30) 公海における流し網漁業禁止でキハダ・イカ漁業に従事していた人々に関しては、600 隻の滅船によって、約 1 万人の漁師たちが失業し、加工や流通業者なども含めれば、4 万人以上に大きな影響を及ぼしたといわれる。梅崎 *ibid.*, p.

「動物の権利」をめぐる論争の考察

235 参照

- 31) 梅崎 *ibid.*, p. 256
- 32) 梅崎 *ibid.*, p. 259 参照
- 33) 野上 *ibid.*, pp. 33-34 参照
- 34) 梅崎 *ibid.*, p. 254 参照
- 35) ラブロックの唱えたガイア理論であるが、もちろん地球を「生命体」として捉えることへの異論は強い。
- 36) 野上 *ibid.*, p. 238
- 37) 65-50,000Hzといわれる。ちなみに人間の聴力範囲は 16-20,000Hzである。
- 38) 予知能力を持っているとする見方もあるが、予知というよりは、かすかな振動をも感受する能力が人の何倍も優れていると言った方が正確かもしれない。
- 39) 太田光明によると、約 20%の犬と約 30%の猫が、いつもと違った行動を示したそうである。“動物たちのもつ、多彩な優れた能力” 桜井富士朗・長田久雄『「人と動物の関係」の学び方』p. 37 参照
- 40) 梅原猛は“生命の限りない豊饒さ、世界の豊穡さ”という表現をしている。「反時代的密語」(朝日新聞 2005 年 8 月 23 日朝刊 p. 19)

参考文献・資料

- 岩本隆茂・福井至編『アニマル・セラピーの理論と実際』(培風館、2001)
- 梅崎義人『動物保護運動の虚像～その源流と真の狙い』(成山堂書店、2001)
- 小原秀雄『おもしろ自然・動物保護講座』(東洋書店、1995)
- カーソン、レイチェル 青木梁一訳『沈黙の春』(新潮社、1987 年)
- グドール、ジェーン 高崎和美・高崎浩幸・伊谷純一郎訳『心の窓～チンパンジーとの 30 年 (Through a Window: Thirty years with the Chimpanzees of Gombe)』(どうぶつ社、1994)
- 黒田長久「鳥獣保護学 (I)」『鳥獣行政 Vol. 29, 1971』
- グリフィン、D. R. 長野敬・宮木陽子訳『動物の心 (Animal Minds)』(青土社、1995)
- 桜井富士朗・長田久雄『「人と動物の関係」の学び方』(株)メディカルサイエンス社・(発売)インターズー、2003)
- ショーン、アレン・M 太田光明監修・神山京子訳『人はなぜ動物に癒されるのか (Kindred Spirits)』(中央公論新社、2001)
- シンガー、P. 編 戸田清訳『動物の解放 (Animal Liberation)』(技術と人間、1988)

中 神 洋 子

- デントン、D. 大野忠雄・小沢千重子訳『動物の意識 人間の意識』（紀伊國屋書店、1998）
- ドゥグラツィア、デヴィット 戸田清訳『動物の権利（Animal Rights）』（岩波書店、2003）
- ドーキンズ、M. S. 長野敬他訳『動物たちの心の世界（Through Our Eyes Only?）』（青土社、1995）
- ニューカーク、I. JAVA 翻訳チーム訳『子供たちが動物を救う 101 の方法』（新泉社、1996）
- 野上ふさ子『新・動物実験を考える～生命倫理とエコロジーをつないで』（三一書房、2003）
- バックストン、ヒュー・G バックストン、美登利『地球ボランティア紀行（Work on the Wildside）』（ダイヤモンド社、1997）
- 羽山伸一『野生動物問題』（地人書館、2001）
- ユクスキュル 日高敏隆・羽田節子訳『生物から見た世界』（岩波文庫）
- 横山章光『アニマル・セラピーとは何か』（日本放送出版協会、1996）
- ラブロック、ジェームズ E. 松井孝典監修 竹田悦子訳『ガイア～地球は生きて
いる』（産調出版、2003）
- レビンソン、B. M.（著）、マロン、G P.（改訂） 川原隆造監修、松田和義・東豊監
訳『子どものためのアニマル・セラピー（Pet-Oriented Child Psychotherapy）』（日本評論社、2002）
- ローレンツ、K. 小原秀雄訳『人イヌに会う』（至誠堂、1966）
- ロビンソン、I. 編 山崎恵子訳『人と動物の関係学』（インターズ、2001）
- 2003 第 17 回「大学と科学」公開シンポジウム講演収録集『生物多様性の世界～人と自然の共生というパラダイムを目指して』（クバプロ、2003）